

令和2年 5月4日

滋賀県知事
三日月 大造 殿

公益社団法人滋賀県看護協会 会長 廣原 恵子

新型コロナウイルス感染症対応看護職員への危険手当の支給等について

滋賀県においても、新型コロナウイルス感染症の患者が徐々に増加している中、「緊急事態宣言」を受けて、滋賀県知事からは「滋賀1/5ルール」を提唱され、県民と医療関係者が一体となって感染拡大防止に努めております。

新型コロナウイルス感染症患者の対応には、感染症指定医療機関だけでなく、医療提供体制構築案に基づき、重点医療機関はもちろん、各圏域でも公立・公的・民間病院での病床確保に向けて準備が進められているところです。なかでも看護職は、軽症・中症・重症の様々な状態や症状の患者に対して、昼夜を問わずその最前線で自らの危険リスクへの不安を抱えながら業務に従事している状況です。

感染症病床を有する医療機関や今後受け入れを実施する医療機関の看護職に、どの医療機関においても一律の危険手当等を支給していただくようお願いいたします。

要望事項

1. 現在、新型コロナウイルス感染症患者の看護を行っている、あるいは、今後その看護を行う一人ひとりの看護職に対して、危険手当を一律に支給されること。
2. 対応する看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合の宿泊費補助を病院に出されること。

要望

1. 現在、新型コロナウイルス感染症患者の看護を行っている、あるいは、今後その看護を行う一人ひとりの看護職に対して、危険手当を一律に支給されること。
2. 対応する看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合の宿泊費補助を病院に出されること。

背景

1. 県内の感染症病床指定病院や感染病床拡大準備病院の看護部長から、看護体制準備する上で、危険手当に対して他の病院の情報を知りたいとの声があり、57病院調査を実施いたしました。その結果、感染病床指定機関や協力病院では、0円、2,000円/日(軽症の場合は1,000円となる)、3,000円/日(軽症の場合は1,000円となる)という回答でした。また、感染症病床準備機関では、検討中が多く、3,000円/日の予定という回答でした。この結果より、県内で新型コロナウイルス感染症を発症された患者に対して、病院によりまちまちな危険手当ではなく「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について」(人事院規則9-129の一部改正、令和2年3月19日消防庁消防・救急課事務連絡)に基づき、一律3,000円/日以上危険手当の支給をお願いしたい。
2. 感染症患者の看護を行った看護職が自宅に帰らず、寮や車等で宿泊しているとの状況に対して病院によっては契約したホテル宿泊対応がとられ1人5,000~6,000円を病院が負担されています。感染症看護に当たる病院が安心して勤務できる環境整備のために、ホテル宿泊対応を取られた病院に対して補助をお願いしたい。

具体的内容

1. 1)対象者:新型コロナウイルスに感染した患者や感染の疑いがある患者の看護を行った看護職及び看護補助者個人に支給されること
2)支給額:どの病院も一律3,000円以上
3)支給期間:新型コロナウイルス感染症の患者が入院し対応した日から終息し最後の患者が退院するまで
2. 感染症患者対応した看護師が帰宅できずホテルを利用した場合、その病院への補助金支給